

スーパー1500車両規定（S1500）

JAF国内競技車両規則のスピードB車両規定を基本にN車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付車両）とする。ただし、下記事項を必ず満足すること。

- ①排気量 : 1500cc以下の自然吸気エンジン（NAエンジン）とする。
上記の排気量以下であればハイブリッド車両での参加も認められる。
- ②駆動方式 : 前輪2輪または後輪2輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
- ③車両本体価格 : 250万円以下とする。
当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とする
- ④最終減速比 : 変更は許されない。
- ⑤フライホイール : 変更は許されない。
- ⑥エアコン : 装着およびその機能を維持していること。
- ⑦タイヤ : セミレーシングタイヤの使用を禁止する。
競技に使用できるタイヤ幅は195mmまでとする。（競技会場内）

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
住友ゴム工業株式会社	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G
株式会社ブリヂストン	POTENZA	520S/540S/55S/11S
東洋ゴム工業株式会社	PROXES	FM9R/08R/881/888/RR
横浜ゴム株式会社	ADVAN	021/032/038/039/048/050
Hankook Tire Co.Ltd.	Ventus	Z214
Kumho Tire Co.Ltd.	Ecsta	V710
製造者問わず		ラリータイヤ/海外タイヤ製造者（通称 セミレーシングタイヤに準ずるタイヤ）等

但し、上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、
猶予期間を待たず使用を禁止する場合がある

- ⑧参加制限 : 自動車検査証の初度登録年月より7年経過した車両は参加できない。
ただし、7年経過後も国内生産（同一車両型式）されていれば、生産終了日の年末まで参加できる。
〔例：初度登録年月が平成15年1月～12月の車両の場合、
平成22年12月31日まで参加することができる〕
なお、JMRC中部ジムカーナ選手権（チャンピオン戦）以外の競技会では上記の制限は設けないが、自動車検査証の初度登録年月が平成12年1月以降の車両であること。
- ⑨その他 : 各地区、各大会ごとにローカルルールを設ける場合がある。

以上

※本規定は2020年12月31日まで有効である。ただし、年度ごとに小変更を行うことがある。

特にハイブリッド車については、ポテンシャルのレベリングを行う場合がある。

※本規定に疑義が生じた場合、JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル部会の決定を最終とする。

JMRC中部

2016 S1500 JMRC 中部ローカルルール

2016-01 : ●JMRC 中部全大会に適用

競技会場内に限り、エアバッグ、ABS等の制御をコントロールすることが出来る。
ただし、システムの変更および交換は許されない。
競技会場を出る際は、元の状態に確実に戻すこと。

2016-02 : ●ダートトライアルに適用

当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の車両重量とする

2016-03 : ●JMRC 中部全シリーズに適用

シリーズの全主催者が同意し、各部会が認めれば使用タイヤの制限(ワンメイク等)を行うことが出来る

JMRC 中部ローカルルールは中部地区のみの特別ルールです。

また、当該年度のみ有効とし、翌年については毎年再考されるものとする。

JMRC 中部 S1500 振興委員会
2015年 12月 20日公示

RA2000車両規定

RA車両部門

RA2000クラス：気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のRA車両

① 後輪駆動のRA車両とする。

② 排気量

気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジン（NAエンジン）とする。

③ 車両本体価格：320万円以下とする。

当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とする。

④ 参加可能車種

86・BRZ・MR2・MRS・アルテッツァ・カローラレビン・スプリンタートレノ・ロードスター・RX8・スカイライン・シルビア・180SX・ビート

参加可能車種は予告なく変更される場合がある。

2013.09.22 JMRC 中部ジムカーナ部会